

経営会議の内容

件 名	大和市都市計画マスタープランの改定について
所 管 部	街づくり計画部
日時・場所	平成21年11月19日(木) 13:58 ~ 14:47 政策会議室
出 席 者	市長、副市長、病院長、市長室長、政策部長、総務部長、市民経済部長、環境農政部長、健康福祉部長、こども部長、文化スポーツ部長、街づくり計画部長、都市施設部長、病院事務局長、教育部長、議会事務局長、財政課長、総合政策課長、総合政策課総合政策担当係長
提 出 理 由	大和市都市計画マスタープランの改定(案)について、パブリックコメントによる市民意見の聴取等を行いたいため
会議経過	<p>【主な意見等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 進行管理において、手段手法の改善とあるが、具体的にはどのようなものか。 (所管部) 総合計画の進行管理と連携を図るもので、本プラン独自で進行管理を行うことはできない。手段・手法の改善については、総合計画の進行管理と整合を図る中で、5年後に取り組み結果を検証し、問題点を振り返り、見直すといったものを想定している。 ・ 今回の改定によって、個別の事業については記述をしていないことから、規制や誘導が出来るプランとはなっていない。従って、“進行管理”という表現は馴染まないのではないか。 (所管部) 総合計画の進行管理と連携を図ることで取り組み結果を検証し、何ができて、何ができなかったのか、ということ振り返るというイメージから、進行管理という表現にしたが、再検討する。 ・ 「南林間・鶴間地区」について、工場跡地における大規模土地利用転換の動向について記述しているが、オークシティが建設されているという実情と合っていない。 (所管部) 工場の操業環境については、用途地域の制限内容と整合を図ることから記述しており、全体の土地利用の方針でも記述しているものである。また、現在の準工業地域という前提での記述としている。 ・ 用途地域の見直しをする予定はあるのか。 (所管部) 内山地区、中央森林地区が特定保留区域に指定されたが、状況としては難しい面もある。5年後に市街化区域に編入されることになれば、見直しをする必要がある。 ・ 厚木基地の土地利用転換についての記述が削除されたが、他の計画との整合は図られているのか。また、議会等への説明は可能なのか。 (所管部) 市民要望を反映させたものであり、項目全体を削除した。今後のパブリックコメントや都市計画審議会での議論は可能である。 ・ 「広域型商業・業務地」が「拠点型商業地」と修正されているが、その理由は。 (所管部) 「都市計画区域の整備・開発及び保全の方針」との整合を図るために修正したものである。 ・ 「道路と交通」において、自転車という記述があるが、その他には記述は無いが、自転車に対する考え方はあるのか。 (所管部) 歩行者系道路のネットワークという記述の中に自転車も含まれる。
会議結果	一部修正の上、案のとおり進めていく

